

北九州市立病院機構治験・臨床研究審査委員会規程 変更対比表

頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
1	施行	施行：令和 2 年 <u>5 月 20 日</u>	施行：令和 2 年 <u>6 月 24 日</u>	改訂
1	(組織) 第 3 条	委員会は、本部に置き、 <u>理事長が指名する者</u> をもって組織する。	委員会は、本部に置き、 <u>委員は市立病院機構の病院の病院長が指名し、理事長が任命する者</u> をもって組織する。	指名、任命の明確化
1	(業務) 第 4 条	2 委員会は、当該治験等実施医療機関の院長に審査結果を通知 <u>する</u> 。	2 委員会は、当該治験等実施医療機関の院長に審査結果を通知 <u>し、理事長に報告する</u> 。	設置者への報告の明確化
	(業務) 第 4 条	院長	<u>病</u> 院長	語句の統一
1	(事務局) 第 6 条	委員会に関する事務は <u>北九州市立医療センター及び八幡病院</u> の事務局管理課の協力を得て、臨床研究推進室において処理する。	委員会に関する事務は <u>市立病院機構の病院</u> の事務局管理課の協力を得て、臨床研究推進室において処理する。	語句の統一
1	(附則)	1 この規程は、令和 2 年 <u>5 月 2 0 日</u> から施行する。	1 この規程は、令和 2 年 <u>6 月 2 4 日</u> から施行する。	改訂

修正箇所を_____で示す